

別紙 1

札幌市民交流プラザ（札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター）の 指定管理者を非公募にする理由

◆札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センターの役割

平成 30 年 10 月に供用開始となった札幌市民交流プラザの札幌文化芸術劇場は、こけら落とし公演のオペラ「アイダ」や、バレエ「白鳥の湖」をはじめとして、国内外からの、質の高いオペラやバレエ等の招へいや、他の劇場や地元芸術団体との共同制作、又は単独制作を通じ、これまで以上に札幌の舞台芸術を振興し、市民や札幌を訪れる人々に質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供している。そして、将来においては、札幌発のオペラやバレエ等の舞台芸術を国内外に発信していきたいと考えている。

また、札幌文化芸術交流センターは、札幌の文化芸術活動全体を支え育て、一層推進するための拠点として設置されたものであり、アート資産（ひと・こと・もの）それぞれの質を高めるとともに、これらの相互の連携をコーディネートしていくアートマネジメントの展開をしていく。

上記を踏まえ、以下 4 点の理由から、本市が一定の関与を行う団体を指定管理者として公益財団法人札幌市芸術文化財団（以下、「芸術文化財団」という。）を指定するため、指定管理者を非公募により選定する必要がある。

1 事業展開

上述の役割を担う事業展開をしていくためには、通常、企画立案から事業実施までの準備期間として、2、3 年を必要とするものが多く、数年ごとに指定管理者が公募されるような場合には、事業の企画・準備を行った団体が次期指定管理者として指定を受けることができなくなる可能性が生じる。そのような場合には、自ら企画した事業に責任を持つことができなくなり、事業の成果を確認・評価することもできず、最悪の場合には、事業の実施そのものが難しくなる可能性がある。特にオペラやバレエなどの舞台芸術は、準備期間を考慮して長期的な視点に立った事業展開が必要である。

また、札幌文化芸術交流センターでは、美術・音楽・舞台芸術等の幅広い分野の事業展開を行っており、そのためには、それに対応する人材も必要となる。

これらの事業展開をしていくためには、札幌芸術の森や札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館などを運営して、美術・音楽・舞台芸術等に精通しノウハウ等を蓄積し、札幌市民交流プラザについても、開館するより以前から準備業務を行っているため施設の設計に精通し、開館後半年間も円滑な経営を行っている芸術文化財団に担ってもらうことが最も合理的かつ効果的である。

さらに、札幌市民交流プラザは現指定管理期間満了時において開館後 1 年半に満たないところであり、このような開館間もない時期に前述したような事業のあり方の変更や、施設の使い勝手の変化があれば、市民の皆様の認識の混乱といった不都合が特に大きくなるおそれがある。

2 人材育成

人材育成事業については、長期的な展望を持って段階的に高いレベルの事業を実施するなど、事業実施期間が比較的長期に及ぶことになる。数値的な評価が困難で、事業の成果が現れるまでに数年の期間を要する人材育成事業は、長期的な視点に立って指導者との信頼関係を構築し、ノウハウを蓄積することによって、より質の高い内容で事業を実施することができるようになり、将来の文化芸術振興の原動力となる人材を育成する効果が高まると考えられる。

3 一体的な管理

札幌独自の文化芸術を育み、文化芸術の担い手を育成し、札幌の文化芸術を発信していくというまちづくりの視点から、札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センターについては、札幌芸術の森や札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館と同一の団体が管理運営することにより、各施設間で密接に連携を図りながら、芸術文化財団の組織力や継続性を活かして、札幌の文化芸術を一層魅力的で一体的な事業展開を図ることができる。

4 札幌市の関与

文化芸術事業の成果は、入場者数や入場料収入などの収益性だけによって計られるものではなく、収益性は低くても将来の文化芸術の担い手を育成する事業や、市民が自ら文化芸術を発信できる環境づくりなど、施設の設置目的の達成と、本市が目指すまちづくりの在り方という観点から考えていくことが必要になる。

本市では、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民が心豊かに暮らせる文化の薫り高き札幌のまちづくりに寄与することを目的として札幌市文化芸術振興条例（平成19年条例第12号。以下「条例」という。）を制定し、これを受けて、平成21年3月から5年間の本市の文化芸術施策推進の指針となる札幌市文化芸術基本計画（以下「基本計画」という。）を策定している。

札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センターは、基本計画に沿って本市の文化芸術施策を進め、条例の理念を具体化するに当たって中核的な役割を担う施設であり、今後はこれまで以上に、市と指定管理者が密接に連携しながら施設の管理運営を行い、事業内容の企画立案等を市と一体となっていくなど、指定管理者への継続的かつ積極的な関与が特に必要となると考えられる。

芸術文化財団は、本市の芸術文化の普及振興を図ることを目的として設立された団体であること、本市の出資団体であることから、市が人的及び財政的に関与し、密接に連携して事業を実施していくことが可能。